

令和8年度

特定専門医研修資金 貸与制度



兵庫県では、**産科、小児科、救急科、総合診療**の専門医取得を目指す**専攻医**を対象に**研修資金を貸与**します。

研修終了後に県内の指定医療機関で一定期間勤務した場合、**返還を免除**します。

◆対象診療科（特定診療科）

- ・産科（産婦人科） ・小児科
- ・救急科 ・総合診療

◆貸与対象者

- ① 県内で特定診療科の専門研修を受けている医師（専攻医1～3年目）
- ② 令和9年度から県内で特定診療科の専門研修を受ける予定の医師

◆貸与額

最大 720 万円
(240万円/年×最長3年)

◆返還免除要件

専門研修終了後、指定医療機関で
特定診療科の医師として
貸与期間 + 1年間勤務したとき

※詳細は裏面をご覧ください

※指定医療機関での勤務は中断が可能（最大4年）

◆申請期限

令和8年 **8月28日(金)**

◆申請方法

申請書（県ホームページからダウンロード）
に記入の上、必要書類を添えて
郵送または持参により提出

◆お問い合わせ

兵庫県保健医療部
医務課 医療人材確保班
☎ 078-362-3606
✉ imu@pref.hyogo.lg.jp

◆募集要項・様式

兵庫県特定専門医研修資金貸与事業
(兵庫県ホームページ)



◆指定医療機関

兵庫県内の県立病院、大学病院、へき地医療拠点病院、市町立病院 等

圏域	医療機関
神戸	神戸大学医学部附属病院、県立こども病院
阪神	県立尼崎総合医療センター、県立西宮総合医療センター、兵庫医科大学病院
東播磨	—
北播磨★	西脇市立西脇病院、北播磨総合医療センター、市立加西病院、加東市民病院
播磨姫路★	県立はりま姫路総合医療センター、赤穂市民病院、公立宍粟総合病院、公立神崎総合病院、相生市民病院、たつの市民病院
但馬★	公立豊岡病院、公立八鹿病院、公立出石医療センター、公立朝来医療センター、公立村岡病院、公立香住病院、公立浜坂病院
丹波★	県立丹波医療センター、ささやま医療センター
淡路★	県立淡路医療センター
その他	へき地診療所、周産期母子医療センター 等

※ 特定診療科勤務期間のうち1/2以上の期間は、★印の医療機関で勤務

◆貸与から返還免除までの流れ（例）

①令和7年から専門研修を受けている方

R7	R8	R9	R10	R11	R12
専門研修			特定診療科勤務		
(貸与なし)	貸与期間(2年)		指定医療機関で勤務(1.5年)	★印の医療機関で勤務(1.5年)	

▶ 返還免除

②令和9年から専門研修を受ける予定の方

R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
専門研修			特定診療科勤務			
貸与期間(3年)			指定医療機関で勤務(2年)	★印の医療機関で勤務(2年)		

▶ 返還免除

③特定診療科勤務期間を中断する場合

R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
専門研修			特定診療科勤務	中断		特定診療科勤務		
貸与期間(3年)			指定医療機関で勤務(2年)	他の医療機関で勤務※		★印の医療機関で勤務(2年)		

▶ 返還免除

※県内医療機関での勤務の場合は、通算して最長4年間中断可能